

令和3年度 倉吉市農業委員会定期総会議事録

○ 日 時 令和3年7月9日（金）午後2時30分～午後3時00分

○ 場 所 倉吉市役所 第2庁舎 会議室302

○ 議 長 15番 山脇 優 会長

○ 署名委員 1番 早田 博之 委員
2番 高見 美幸 委員

○ 出席委員
(25人)

農業委員

1番 早田博之 委員 2番 高見美幸 委員 3番 船越省吾 委員
5番 吉村年明 委員 6番 藤井由美子 委員 7番 河野正人 委員
8番 福井章人 委員 9番 鐵本達夫 委員 10番 衣笠健一郎 委員
11番 室山恵美 委員 12番 山下賢一 委員 13番 筏津純一 委員
14番 松本幸男 委員 15番 山脇 優 委員 16番 山田有宏 委員
18番 數馬 豊 委員 19番 美田俊一 委員

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員 塚根正幸 委員 田倉恭一 委員 山本淑恵 委員
藤原 治 委員 林 修二 委員 小谷義則 委員 鳥飼 巧 委員

○ 欠席委員 4番 金信正明 委員 17番 原田明宏 委員 涌嶋博文 委員

1 開 会

森石 事務局長

只今から、令和3年度倉吉市農業委員会定期総会を開会致します。

2 倉吉市農業委員会憲章朗読

森石 事務局長

まず倉吉市農業委員会憲章の朗読ですが、コロナウィルス感染症拡大防止のため中止といたしますのでご理解よろしくお願ひします。

3 会長あいさつ

森石 事務局長

続きまして、日程3の会長挨拶に入ります。山脇会長が挨拶を申し上げます。

山脇 会長

あいさつ - (内容省略)

森石 事務局長

ありがとうございました。

4 祝電披露	
森石 事務局長	続きまして、日程4の祝電披露に入ります。
宮本 主任	失礼します。本日、祝電をいただいておりますので、私からご披露させていただきます。 (祝電朗読：衆議院議員 石破 茂 様より) (祝電朗読：参議院議員 舞立 昇治 様より) 以上でございます。
森石 事務局長	ありがとうございました。
※ 総会の成立宣言	
森石 事務局長	そうしますと、本日の総会の成立を宣言致します。本日の総会に出席されました委員は17人でございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項によりまして、委員の過半数が出席されておりますので、総会の成立したことを宣言致します。
5 議長選出	
森石 事務局長	続きまして、日程5の議長選出についてでございますが、倉吉市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となって議事を進行するという事となっておりますので、山協会長によろしくお願いしたいと思います。
山脇 議長	それでは、会議規則により議長の指名を受けましたので、議長を務めさせていただきます。委員の皆様方のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
山脇 議長	それでは、日程に従いまして進行したいと思います。

6 議事録署名委員及び書記の決定	
山脇 議長	<p>議事録署名委員は 1番 早田 博之 委員 2番 高見 美幸 委員にお願いを致します。</p> <p>書記につきましては、事務局職員にお願い致します。</p>
7 報 告	
(1) 令和2年度倉吉市農業委員会事業について	
山脇 議長	<p>続きまして、日程7番の令和2年度倉吉市農業委員会事業報告についてでございます。藤井会長職務代理より報告をお願い致します。</p>
藤井 会長職務代理	<p>説明 - (内容省略)</p>
山脇 議長	<p>只今、事業報告につきまして職務代理より報告がございました。皆さまご質問、ご意見ございませんか。はい、鐵本委員。</p>
9番	<p>9番 鐵本です。勉強のためです。13ページ国有農地管理処分事業ということで、転用目的ということで成徳地区非常に多いですけども、農地が何筆もあって。これをやはり事業で農地以外にしたというようなことなんでしょうか。例えば倉吉のグランドだとか、それ以外とか、そういうものが残っていて1つだったらいいんですけど、結構明倫地区にもあるしということで。面積も11,000㎡ですか、ということなんで。もしどういようなものをしたのかを大雑把でいいですから、わかったらと思つての勉強のための質問です。</p>
山脇 議長	<p>はい、局長。</p>
森石 事務局長	<p>国有農地につきましてでございます。国が持っている農地について、倉吉市が借りている部分について農業委員会が中に入って賃貸料の徴収を行っているということでございまして、転用目的というところにつきましては農地として使うのではなくて、なら転用して使つていいという所でございます。成徳地区は陸上競技場として倉吉市が使っている、明倫地区につきましては倉吉西保育園の敷地でございます。小鴨地区につきましては、倉吉西中学校の敷地として国有農地を倉吉市のほうが借りているということでございます。以上です。</p>

山脇 議長	よろしいですか。
9 番	はい。
山脇 議長	<p>大変良くわかる質問をありがとうございました。皆さんはほとんど分っていないと思います。他にございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので報告は以上で終わりますして、8 番の議事に入ります。</p>
8 議 事	
(1) 議案第 1 号 令和 3 年度倉吉市農業委員会事業計画 (案) について	
山脇 議長	続きますして、議案第 1 号の令和 3 年度倉吉市農業委員会事業計画 (案) について、企画委員長よりお願い致します。
美田 企画委員長	説明 - (内容省略)
山脇 議長	それでは、今、事業計画等につきまして企画委員長から事業計画案、予算等の説明がございました。皆さんから質問ありませんか。鐵本委員。
9 番	<p>議案の関係というよりも、23 ページの不在地主の農地対策ということで。明治の頃に作った、ご存じかもしれませんが、不動産登記法、民法とかああいうものの関係で、相続しても何しても、登記をしないでも処罰されないしというようなことで。そういうもので大変な面積が放置されてきたということで、新聞、テレビでよく言っていました。その面積は九州全部を合わせたぐらい登記がしていないんだというようなことで。いろんな事業の時に皆困って、どうするんだというようなことから今回不動産登記法関係改正されまして、相続の問題とか。今すぐじゃありません。だけど5年とか6年経つと、登記されてますかというような通知が皆さんのところに来るようになると思うんです。それで不在地主の対応という部分でこういうことの関係で、多少なりともそういったことに役に立ってくるんではないかというようなことになります。</p> <p>それから日本の法律制度では、登記しとるがなと言っても公信力、公に100%主張なんてできないんです。あれはしてあるけど、本来俺が持つとるだいやっていうのも日本の主張できるところなんです。これがドイツ国になると登記してある人は、</p>

それが所有者なんです。これはもう公信力、公に信じてもらえるという制度になっているんです。ところが日本の場合は登記してあるって言うても、それは一つの権利主張はできるけど100%主張できないという、非常に欠陥のあるものが延々と続いてきたというような事なんで。登記上は誰々だけど実際は誰々というような話は、私らの仕事ではしょっちゅうそういうことがあります。そういったことをなくして行って公信力を持たせようかというふうに変わってきよりますので、まあ一つの勉強ですけども、世の中がそういうふうに変わってくるということで。今日明日じゃありません。法律を施行してそれから徐々に徐々にですから、何年も何年も、何十年もかけての話になってくると思います。

それからしなかった場合には、私はいりませんということを経営者が言ってそれを寄付しますということもはっきりと主張できるようになるとかいうようなことに変わってくるということなので、農地の問題も少しはこういう事がプラスになってくれたらなあということ。

今、過渡期という状況です。もっと詳しくはそういう農地制度のこととか合せて、研修会があると思いますけども。まず入り口としてそういうふうには、登記せんでもええわいやってなげておくと、あなた登記しましたかとかそういうもんが出てくる。親が亡くなったりなんかすると誰が税金払ってくれますかっていうことを市の税務課が来ますけど、今度はそういう関係のことを法務局のほうから登記はされていますか、というようなことが出てくると思います。いっぺんにではないですけど、徐々に徐々にということになります。一つの勉強になると思います。以上です。

山脇 議長

はい、他にありますか。

最近特に改良区等でも困っとるのはこの不在地主で。賦課金が払ってもらえないっていうのがかなり出てきているのが現状のようでございます。それで中には改良区なんですけれど、財産放棄しますと裁判所の許可をもらって通知が来る場合があります。もう一切いらないと。まあ、賦課金も取れないし、取る対象の土地から外すことしかできないわけです。でないはずっと賦課金が滞納になりますので、総代会にかけて対象農地から外すというというような形もとっていかなきゃいけないと出てきてます。これからどんどんなっていくんじゃないかなという心配もございませう。

この間もある人が田んぼを売買したいけど何とかならんかえって聞いてみたら、孫の代まで全然相続放棄をしてないと。そうするともう訳がわからない。兄弟とか子どもを探すのにあち

	<p>こち、で無理だでっちゅうことでそのままになつとる実態もあります。今の若い人たちはそのまま相続せずに来るのが現状のようです。農業委員の方でそういう相談があった場合には適切に指導してあげてください。他にございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようでしたら、拍手で承認をしてください。</p> <p>(賛成者 拍手)</p> <p>ありがとうございました。</p>
(2) 議案第2号 その他	
山脇 議長	<p>それでは、議案第2号その他の項でございます。</p> <p>委員の構成がここに出ていますが、総務委員会の委員長に新しく松本委員が就任していただいて副委員長に筏津委員ということで、総務委員会はこれから金信委員の残任期間はそのような形で進めていきたいと思っておりますのでご承認いただきたいと思っております。</p>
9 その他	
山脇 議長	<p>その他に何か皆さんの方ではありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
10 閉会	
山脇 議長	<p>それでは、これをもちまして令和3年度の倉吉市農業委員会の定期総会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>(拍手)</p>
午後3時00分 閉会	